

## 平成28年3月定例教育委員会会議録

日 時	平成28年3月18日（金） 午後1時00分～午後3時20分
場 所	秦野市役所西庁舎3階会議室
出席委員	委員長 望月 國男 委員長職務代理者 高橋 照江 委員 飯田 文宏 委員 片山 恵一 教育長 内田 賢司
欠席委員	なし
委員以外 の出席者	教育部長 水野 和成 生涯学習課長 佐藤 正男 教育部参事 鈴木 健次 図書館館長 石井 勇次 教育総務課長 山口 均 教育総務課課長代理（庶務担当） 鈴木 利昭 学校教育課長 片野 新治 教育総務課庶務班主任主事 水野 統之 教育指導課長兼 教育研究所長 柏木 荘一
傍聴者	8名
会議次第	<p style="text-align: center;"><b>3月定例教育委員会会議</b></p> <p>日 時 平成28年3月18日（金） 午後1時00分</p> <p>場 所 秦野市役所西庁舎3階会議室</p> <p style="text-align: center;">次 第</p> <p>1 開 会</p> <p>2 会議録の承認</p> <p>3 教育長報告及び提案</p> <p>（1）平成28年4月の開催行事等について</p> <p>（2）平成28年第1回定例会中間報告について</p> <p>（3）臨時代理の報告について</p> <p style="padding-left: 2em;">ア 報告第4号 秦野市立小中学校管理職の退職の内申について</p> <p style="padding-left: 2em;">イ 報告第5号 秦野市立小中学校管理職の任免の内申について</p> <p style="padding-left: 2em;">ウ 報告第6号 教育委員会事務局職員（課長代理級以上）の任免について</p> <p style="padding-left: 2em;">エ 報告第7号 教育委員会職員（園長及び教頭）の任免について</p> <p>（4）平成27年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査（スポーツ庁）の秦野市の結果について</p>

- (5) 学校生活全般における体罰の実態把握に関する調査の結果について
- (6) 平成27年度就学指導の結果報告について
- (7) 平成27年度教育支援教室いずみ事業報告について
- (8) 平成27年度教科学習支援員の活動報告について
- (9) 平成27年度校務支援ソフトの導入状況について
- (10) 平成27年度幼小中一貫教育の取組について
- (11) 第29回夕暮祭短歌大会（作品募集）について

#### 4 議 案

- (1) 議案第8号 平成28年度秦野市教育委員会基本方針及び主要施策について
- (2) 議案第9号 「はだのわくわく教育プラン - 秦野市教育振興基本計画 -」について
- (3) 議案第10号 秦野市県費負担教職員の退職管理に関する規則を制定することについて
- (4) 議案第11号 秦野市教育委員会表彰規則の一部を改正することについて
- (5) 議案第12号 秦野市教育委員会事務決裁規程の一部を改正することについて
- (6) 議案第13号 秦野市立学校職員服務規程の一部を改正することについて
- (7) 議案第14号 秦野市教育委員会教育長に対する事務委任及び臨時代理に関する規則等の一部を改正することについて
- (8) 議案第15号 秦野市立幼稚園園則及び秦野市立学校教育施設の開放に関する規則の一部を改正することについて
- (9) 議案第16号 秦野市立西中学校等複合施設整備運営事業に係る企画提案型事業審査会規則を廃止することについて
- (10) 議案第17号 秦野市生涯学習推進計画について
- (11) 議案第18号 秦野市立図書館条例施行規則の一部を改正することについて
- (12) 議案第19号 秦野市教育委員会事務局組織規則の一部を改正することについて

#### 5 協議事項

- (1) 秦野市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部を市長部局職員に補助執行させる協議書等について
- (2) 秦野市スポーツ推進計画（案）の作成について

#### 6 選 挙

- (1) 秦野市教育委員会委員長の選挙について

#### 7 その他

	8 閉 会
会議資料	別紙のとおり

望月委員長	<p>それでは、ただいまから3月の定例教育委員会会議を開催いたします。</p> <p>それでは、お手元の会議次第に沿って進めさせていただきます。まず、「会議録の承認」について、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。</p> <p>—特になし—</p>
望月委員長	<p>それから、秘密会についてですが、何かご意見、ご質問がある場合は、会議終了後、事務局のほうに申し込んでください。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>—異議なし—</p>
望月委員長	<p>それでは、ないようですので、会議録を承認いたします。</p> <p>今日は、秘密会での案件がありますが、3の「教育長報告及び提案」の「(3) 臨時代理の報告について」、「ア 報告第4号 秦野市立小中学校管理職の退職の内申について」、「イ 報告第5号 秦野市立小中学校管理職の任免の内申について」、「ウ 報告第6号 教育委員会事務局職員(課長代理級以上)の任免について」、「エ 報告第7号 教育委員会職員(園長及び教頭)の任免について」及び「(5) 学校生活全般における体罰の実態把握に関する調査の結果について」は、非公開情報が含まれているので、秘密会での報告としてよろしいでしょうか。</p> <p>—異議なし—</p>
望月委員長	<p>よって、(3)のア、イ、ウ、エ、(5)は秘密会といたします。</p> <p>それでは、「教育長報告及び提案」に入ります。その後、質問を受けるわけですが、今日は、年度末ということで、教育長報告、議案、それから協議事項が大変多いのですが、よろしくお願いいたします。</p>
教育長	<p>それでは、「教育長報告及び提案」をお願いします。</p> <p>それでは、資料No.1をご覧くださいと思います。28年4月、新年度の開催行事等について説明いたします。</p> <p>まず、4月1日ですが、教育委員会の辞令交付、新採用・転入者等の辞令交付を行います。スペースの問題がありまして、新しい教育庁舎のほうは11日オープンですが、場所を使うことが可能ということなので、新しい教育庁舎の3階の大会議室を使って</p>

行います。

4月3日、日曜日ですが、広畑ふれあい塾の開講式です。28年度の開講式になります。

翌日、4日、教育指導助手等の研修会を行います。

同じく、午後からですが、特別支援学級介助員の研修会を実施いたします。

4月5日は、小・中学校の入学式、そして始業式でございます。

7日は幼稚園の始業式、8日は幼稚園の入園式です。

4月9日の土曜日、28年度のPTA連絡協議会の総会は、予算総会、決算総会を連続して行います。本町公民館です。

11日は、先ほど申しあげました教育庁舎の開庁式を行います。これは教育委員さんに出席いただくという予定をしております。前日、前々日の2日間で引っ越しを行います。

4月12日、春季特別展「秦野の歴史2016」ということで、桜土手古墳展示館で行います。

4月12日、26日はブックスタート、例月行っているものでございます。

次のページをご覧くださいと思います。

4月12日ですが、28年度の第1回園長・校長会、これも教育庁舎の3階の大会議室で行います。この園長・校長会は、年度初めですので、できれば教育委員さんにご出席いただければありがたいと思っております。時間は2時からです。

4月13日、水曜日、第1回のエコキッズはだの推進委員会、これは教育研究所が所管をしているものであります。

14日は、定例の記者会見、午前、午後で、日刊紙、地方紙がでございます。

15日は、4月の定例教育委員会会議を予定しております。これも新しい庁舎の3階でございます。

4月19日は、全国学力・学習状況調査を行います。

21日は、中学校教育研究会総会です。会場はまだ確定をしておりません。

23日から5月8日までは、こどもの読書週間ということで図書館で行事を開催するのですが、今回も、団体の協力を得まして喫茶コーナーを開設していただけるという予定をしております。

4月25日、地域婦人団体連絡協議会、婦人会の総会でございます。本町公民館です。

翌26日、教育研究所研究員の委嘱式です。

27日は、幼稚園教育研究会の総会です。

教育部長

28日は、保育・教科等指導員の会議を行います。

私からは以上で、この後、部長、課長から、それぞれ説明をさせます。

それでは、私のほうから、資料No.2、市議会第1回定例会の中間報告ということでご報告をさせていただきたいと思います。

まず、1ページ目をご覧いただきたいと思いますが、議会の日程等が書いてございます。会期中で、3月24日までということで、3月24日に委員長報告と閉会という形になります。今日は18日ということで、これまでに行われました代表質問、議案審議、それから予算特別委員会等について、ご報告をさせていただきたいと思います。

まず、1ページをご覧いただきたいと思います。代表質問でございます。各会派の代表の方から、市長の施政方針等についてご質問がございました。

まず、No.1の小菅議員でございます。教育に関するものとしたしまして、「未来につなぐ出産・子育てについて」というタイトルで、そこに書いてございます(2)、(3)、(4)ということで3つのご質問がございました。

1つは、施政方針の中の「わくわくして登校、いきいきして下校」という学校づくりを目指していきたいということに関しまして、その中身についてご質問がございました。

そして、総合教育会議についてでございますが、時には拡大版総合教育会議の開催も考えたかどうかという趣旨のご質問でございます。

それから、コミュニティ・スクールの効果、展望についてということでご質問がございました。

総合教育会議については市長のほうから、それ以外は教育長のほうからご答弁をさせていただいたとおりです。答弁の内容については、ご覧いただきたいと思います。

ページをめくっていただきまして、2ページでございます。小菅議員、「西中学校体育館と西公民館の複合化について」ということでご質問がございました。

次に、民政会の代表、八尋議員のほうから、同じように、「西中学校体育館と西公民館等の複合化について」ということでご質問がございました。この中身でございますが、施設でございますので、60年の長きに使うということを考えて、その間には小中学校の統合ということも視野に入れていく必要がある。そういった中での施設の広さ、そういったものについても考えていっても

らいたいというような趣旨のご質問でございます。

それから、3ページのところへ移りますが、同じく八尋議員でございます。「コミュニティ・スクールについて」ということで、西中学校で指定する予定だが、その仕組みと狙いは何かというご質問でございます。

それから、公明党代表、野田議員でございますが、高校・大学の奨学金制度ということで、それについて、市独自でそういった制度を検討してみたらどうかというご質問でございます。

次に、4ページをご覧くださいと思います。創秦クラブ、相原議員でございます。教育に関しましては、県立秦野養護学校の小中学部の整備等に関連しまして、県の教育委員会が担当するわけですが、整備・拡充に当たり、本市の教育にどう生かしていくのかというようなご質問でございます。

それから、横溝議員、緑水クラブ代表でございますが、学校と地域がともに学び合う拠点となるよう、長期の視点に立って学校施設の一体化整備について検討していく必要があると思うが、どうかというご質問でございます。

それから、日本共産党、露木代表でございますが、里地里山自然環境活用学習委託事業費についてのご質問、それから、次のページに行きますが、西中学校の多機能型施設についての整備計画の状況、それから、幼稚園型一時預かり事業についてのご質問、それから、さらに、教育指導助手、介助員、そういった増員について、どのような考えかというご質問でございました。

次に、6ページにつきましては、議案審議で、一般会計の27年度の補正予算の中で西中学校の複合化の整備について債務負担行為を設定しておりましたが、整備手法等の見直しによりまして債務負担行為を廃止にしております。それについてのご質問でございます。

次に、一般質問に移りたいと思います。今回、教育関係で7人の方からご質問がございました。

まず、木村眞澄議員でございます。二次質問の中で、教育委員会が取り組んでいる就学援助制度の周知徹底がどう図られているか、ご質問がございました。

次に、阿蘇佳一議員でございますが、川崎市・中1事件、1年を経過したということで、それに係る本市の取組み、そういったものについてのご質問、それから、薬物乱用防止について、元プロ野球選手の事件がございましたが、それを受けての質問でございます。

次に8ページをご覧いただきたいと思います。谷議員でございますが、幼小一貫教育という視点で、具体的には、上小と上幼稚園の施設統合についてのご質問がございました。

次に、ナンバーで言いますと4番、佐藤文昭議員でございます。中学校の公民の授業内容、どんなことをやっているのか。これは、背景としまして、公職選挙法の改正に伴う年齢の引き下げがございまして、それを受けてのご質問でございます。それから、政治、選挙に関する参加実践の学習方法、中学校での取組みの具体的な事例、そういったことについてのご質問がございました。

それから、次のページに移りますが、公立幼稚園運営・配置実施計画の中で、その計画に盛り込んでございます、みなみがおか幼稚園の公民連携によるこども園化ということを掲げてございますが、その内容、今後の進め方について、ご質問がございました。

次に、吉村慶一議員でございます。シリーズで「教育について」というご質問で、全国学力・学習状況調査の秦野市の状況について、それから、一つの例として、中学校の数学の設問の一つを取り上げてまして、その正答の反応率が約75%ということで、残りの25%、正答ではない25%について、どのような対応をしているのかというようなご質問でございます。

それから、実は、北海道の釧路市のほうで、基礎学力保障条例というものを策定されております。そこの思いは、学校だけではなくて、市民、それから保護者、そういった方々、総力を挙げた学力の向上に取り組んでいるというような趣旨で条例が制定されているわけでございますが、それについて考えはどうかというようなご質問でございます。

それから、11ページに移ります。高橋議員でございますが、震生湖周辺整備計画のご質問の中で、戦前に、震生湖のあのところに射撃場があった。そういったことで、射撃場があった、そういった歴史的なものについての資料、そういったものをしっかり収集等、調べる必要があるのではないかというようなご質問でございます。

それから、加藤議員でございますが、公立幼稚園の運営・配置ということで、まず、本市の実施計画の方針についてどのようか、それから、幼稚園の小学校への施設統合、メリットは何かというようなご質問がございました。

次のページへ移ります。引き続き加藤議員でございますが、四次質問までございまして、今後の公立幼稚園の方向性についてお聞きしたいというようなご質問でございます。

それから、予算特別委員会におきまして、教育委員会は、総務分科会、文教福祉分科会になるわけですが、露木議員のほうで、総務のところ、うちのほうが所管します広域連携中学生交流洋上体験研修事業費について、ご質問がございました。生涯学習課長が出席してご答弁させていただいているものでございます。

それから、14ページ、予算特別委員会（文教福祉分科会）ということで、文教福祉常任委員のメンバーの方から、多岐にわたりますが、ここに書いてございますご質問がございました。これは後ほどご覧いただければと思います。

それから、何ページか飛ばさせていただきますが、22ページをご覧いただきたいと思います。今回、市長の提案と、議案を教育委員会絡みで議案を2本出させていただきます。

まず、「議案第12号 秦野市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて」でございます。この中身は、ご承知のとおり、コミュニティ・スクールの学校運営協議会委員を非常勤特別職職員ということに位置づけまして、その報酬額を定める議案を提出させていただきました。それに関してのご質問がございましたので、後でご覧いただきたいと思っております。

それから、25ページでございますが、「議案第20号 秦野市立幼稚園入園料及び保育料徴収条例の一部を改正することについて」ということで、今回、18年ぶりに保育料の見直しをさせていただきます。それに関して審議がされた内容を一覧にさせていただきますので、これも後ほどご覧いただければと思います。

以上が今回の議会における教育委員会絡みのご質問等でございます。私からの説明は以上でございます。

では、私のほうからは、(5)を飛ばして、(4)から(10)までご報告させていただきます。

資料No.5をごらんください。今年度行われました全国体力・運動能力、運動習慣等調査の秦野市全体の結果でございます。この調査につきましては、平成25年度より、小学校5年の児童と中学校2年の生徒を対象に、悉皆で調査を行ってきております。全体的に3年間の傾向を見ても大体同じような傾向ですけれども、小学校よりも中学校のほうが良いという傾向があります。

来年度以降、研究所の研究部会、体力向上に向けた研究部会を発足しまして、体力の向上に努めていきたいと考えております。

続きまして、資料No.7をご覧ください。就学指導の概要です。データが多岐にわたって見にくくなっておりますが、まずは人数

です。今年度の就学指導にかかわった人数が200名ということで、数字上は昨年度より若干の減になっておりますが、児童・生徒全体の数が減っている中で6名の減ということですので、例年どおり、もしくは若干多いのではないかと考えています。

なお、就学相談件数も昨年度に比べて若干多くなっております。

続きまして、資料No.8、教育支援教室いずみの事業報告でございます。今年度、いずみにかかわった児童・生徒数ですが、合計で14名で、ここ数年10名から20名の間を行き来しているという状況です。

飛ばしまして、最後の(4)の「成果と課題について」をご覧ください。今年度、体験活動を多く取り入れて、子どもたちに成功体験を味わわす中で、自尊感情とか自己有用感を高めていこうという目標のもと、運営をいたしました。

申しわけありません、また最初のページに戻っていただきたいと思っております。そのような中、「(2)現在の状況」で、これは昨年度の課題でも報告させていただきましたが、通室を始めて、個別の対応が非常に長い、子どもによっては半年間、小集団になかなか移行できないという状況を課題として報告させていただきましたが、今年度は、個別の活動を中心にする子どもが2名で、体験活動を通して小集団への移行がスムーズにいったのかなというふうに捉えております。

続きまして、資料No.9です。教科学習支援員の活動状況でございます。東海大学のご協力を得まして、今年度は72名の学生にご支援をいただきました。小学校が39名、中学校が33名、全体を通しまして年間の延べ数で、1,278日の活動をいただきました。小学校では学級担任の先生について、また中学校では教科担任の先生について、大体1週間に1回、学生さんによっては2週に1回という割合で援助をいただきました。

「4 来年度に向けて」ですが、この後、来週、23日になりますが、学生さんに行ったアンケート、または学校に行ったアンケートの結果をもとに、来年度どのように取り組んでいくかについて東海大学さんと検討してまいりたいと考えております。

続きまして、資料No.10をご覧ください。28年4月、来月より、小中学校全校において校務支援ソフトの全面運用を計画しております。今年度は、その準備の期間ということで、まず、担当者を集めました全体の操作の仕方の講習会とあわせまして、ICT支援員またはソフトを販売しているスズキ教育ソフトの社員を

各学校に派遣しまして、実際にパソコンにこのソフトを導入し、使い方の講習を全校で行ってまいりました。これをもとにしまして、28年の4月より、小中学校全校で運用を開始したいと思っております。

現在、6番にありますとおり、運用マニュアルの作成を進めております。使い方、操作で困ったときの連絡先であるとか、セキュリティ上問題が生じた場合の対応の仕方等に関するマニュアルを、作成しているところでございます。

次に、資料No.11、今年度の幼小中一貫教育の取り組みで、各校の取り組みをまとめたものでございます。全部紹介できませんが、4ページをご覧ください。これは本町中学校区での取り組みですが、2月の上から2つ目の「クラブ訪問」で、小学校のクラブ活動の時間に中学生が行き、補助を行う中で交流を図っております。また、3月のところの「ピアサポートプログラム」は、本町中学校が始めて、今は、ほぼすべての中学校に広がっておりますが、今年度より、本町中学校と小学校が一緒になって「ピアサポートプログラム」を行っています。毎年このような特色のある活動が報告されております。

なお、これまで、東中学校区、それから南中学校区で、幼小中一貫教育の取り組みの、言ってみればランドデザイン的なものをつくりましたが、西中学校区におきまして、このようなランドデザインをつくりまして、4月以降、地域や保護者の方にも配布する予定となっております。

私のほうからは以上です。

私からは、次第の「(11)第29回夕暮祭短歌大会(作品募集)について」、ご説明いたします。資料No.12をご覧ください。

今回で29回目となります夕暮祭短歌大会(作品募集)ですが、現在、自由題、未発表の作品に限り、1人1首で作品を募集しております。はがきによる郵送、または、海外在住者につきましては電子メールでの応募も可ということで募集をしております。

締め切りにつきましては4月15日に図書館必着になっております。

現在までの応募状況ですが、海外からは1件の応募がメールにより来ております。

裏面のほうをご覧ください。日程及び会場ですが、今年度は、6月18日の土曜日、午後1時半から、図書館視聴覚室で夕暮祭の表彰式と講演会等を実施いたします。

最近4年間の応募状況を見ますと徐々に増えております。また、

図書館長

先ほど申しましたが、メールでの応募では、海外からの応募が、昨年度は13名、一昨年は7名おります。全国の都道府県につきましては、昨年は39都道府県、一昨年は36都道府県ということで、少しずつですが、全国的にも増えておりますので、これからも、周知、PRを含めまして、多くの地域からの作品の募集を進めていきたいと考えております。

図書館からは以上になります。

望月委員長

それでは、代理報告につきましては、ほとんど秘密会扱いになるわけですが、一応ここで終わらしまして、まず、ご質問、ご意見を受けたいのですが、最初に議会関係からしたいと思います。議会関係も非常にたくさんありますので、どうしても、3月議会は代表質問がある関係で、それから特別委員会もありまして、多いわけですが、一応3つに分けたいと思います。まず代表質問、一般質問、それから特別委員会等についてということで、3つに分けたいと思いますが、まず代表の中で、皆さん、何かご意見、ご質問はありますか。ページで言うと1ページから5ページですね。

それでは、代表も一般も非常に重なっている部分がありますが、よろしいですか。

飯田委員

1ページの小菅議員から、総合教育会議について、拡大版総合教育会議の開催があってもよいのではないかという質問が出ていますが、秦野市外のほかの市町村でこういった会議を拡大版教育会議という形でやっている市町村があるのかどうか、教えていただければと思います。

教育部長

この制度は27年度からスタートしたということで、県内ですと拡大版というのを私は聞いたことがございません。ただ、小菅議員の質問の中で、たしか京都と大津市を例に挙げられました。拡大版というのは何を指すかということ、例えば保護者だとかPTAの方々、そういった方を指しているわけですが、大津のほうでは、PTAの方を全会議に呼んでいるということではなくて、必要に応じて拡大版の会議を開いたという実績があるそうで、それを受けて、そういったことも考えていかれたらどうかという、どちらかということ提案型のご質問でございました。

飯田委員

ありがとうございます。

望月委員長

よろしいですか。

一般質問のほうはいかがでしょうか。

片山委員

一般質問の木村眞澄さんのところで、就学援助制度の周知徹底ということについて、入学式のときに案内を渡しているということですが、例えば、民生委員さんとか児童委員さんを介して以前

教育部長

に渡すというようなことは考えられないのでしょうか。

就学援助制度は、新たに入学をしてくるお子さんの保護者に対して、制度の案内を全員にお渡しをさせていただいております。それともう一つは、その中で申請があった方々については、学年が上がるごとに申請書をお送りしているという実態なのであります。

ただ、例えば、6年間の間に家族の状況が変わったりします。そういったケース、いろんな形がありますので、そういったことに漏れなく情報が行くようにということのご心配をされてのご質問なので、そこについては、途中で状況が変わったり家族構成が変わったりするケースにおいても、しっかり学校と連携して対応していくというようなご答弁をさせていただいたところでございます。

望月委員長  
高橋委員

ほかにどうでしょうか。

9ページの佐藤文昭議員からの質問で、みなみがおか幼稚園の民間のこども園化に対する質問がありました。当市は各小学校区に幼稚園が附帯してあるということが大きな特色となっておりますが、こういうふうな進め方をすると、みなみがおかのところがちょっと崩れてくるなという感じがしているんです。それで、公私連携型で行うということになっていても、実際、細かい面では、地域住民に十分な説明がなされていないととても受け入れられないと思いますので、いろいろ前段の調査等あると思いますけれども、住民に対する説明会というのは本当に十分にやってほしいという、これは要望です。

望月委員長  
飯田委員

ほかにいかがですか。

一つよろしいですか。これを見ていると西中学校の複合施設の質問が結構多いと思います。その中でも2ページ、八尋伸二さんの代表質問に市長が回答している中で、「駅から近い立地なども考慮した上で、必要な施設規模を確保したいと考えています」と市長は言っておられるのですが、駅に近いということは、中地区大会とか県大会に利用されることも考えられるのではないかと思います。そういった場合に、バスケットコートが何面とれるか、バレーコートが何面とれるか、これから考えることだと思うのですが、ぜひ、その辺も考慮に入れた上で考えていったらどうかと、私がふと思ったことですが。

教育部長

ご質問もまさにそういうことだというふうに思っております。現実的に、西中学校のほうでは、今、委員おっしゃるように、駅に近いということで、中地区の大会だとか広域的な大会を行うケ

飯田委員  
望月委員長

ースが多いというふうのうちの方も把握してございます。そう  
いったことから考えますと、今後、一回建ててしまうと60年間  
使っていく施設でございますので、その辺の利用の実態、それか  
ら、向こう60年間考え得る利用の変化、そういったことも加味  
しまして、施設の規模等については考えていきたいと思っております。

ありがとうございます。  
ほかにいかがでしょうか。  
—特になし—

望月委員長

それでは、特別委員会とか付託議案がありますね。これにつ  
いていかがでしょうか。

片山委員

17ページの高橋照雄さんのところで、けが、特に部活動中の  
けがは146件と書いてあるのですが、これは増えているのでし  
ょうか、減っているということなののでしょうか。

学校教育課長

増えているか減っているかというご質問だと思いますが、ほぼ  
横ばいです。

片山委員

これは多いほうなんですか、少ないほうなんですか、平均から  
見ると、全国的に見て。

学校教育課長  
望月委員長

すみません、そこまでは把握しておりません。  
ほかにいかがですか。

今回の一連の質問等を整理すると3つに分けられるのではない  
かと思います。1つは、西中学校を中心とするコミュニティ・ス  
クールの件、それから、西中学校の多機能型体育館の問題、それ  
から、認定こども園の預かり保育、このあたりが非常に大きいか  
なという感じがしました。

それから、コミュニティ・スクールの件については、それだけ  
市民の期待が大きいということが言えるのではないかと思います  
が、新しいことをやるには、人に言えない苦勞とか勇気とか決断  
力、努力等々が要求されるわけですが、学校、家庭、地域の三者  
の連携で学校づくりだけではなくて、それにプラス教育行政、こ  
の四者、四輪駆動で、ぜひこの新しい事業をいい方向に進めて、  
他の地域のモデルになることを期待しています。

それから、姉妹都市の関係、いわゆるパサデナ市の教員の派遣  
についてですが、これは、今、秦野の友好協会と教育委員会、そ  
れから市民自治振興課と向こうの友好協会で、いろいろとやりと  
りして、何とかこの事業が実りのあるものにするように、現在、  
双方とも連絡を密にしているところです。

きょうは非常にたくさん案件がありますので、司会としても大

変焦しているのですが、このくらいでよろしいでしょうか。

—特になし—

望月委員長 それでは、次に移りたいと思います。

飯田委員 次の(4)から、(6)(7)(8)(9)(10)(11)、これを一括して受けたいと思いますが、いかがですか。

教育指導課長 資料No.5の全国体力・運動能力、運動習慣等調査の件ですが、この中の種目の「20mシャトルラン」というのはどのようなものですか。

飯田委員 20メートルの区間を一定のリズムに合わせて折り返して走っていき、リズムについていけなくなったら、終わりになる、全身持久力を計測するテストになります。

教育指導課長 46というのは、20メートルを46回ということなのですか。

飯田委員 そうです、回数です。

望月委員長 わかりました。ありがとうございます。

教育指導課長 ほかにどうでしょうか。

飯田委員 スポーツのほうの件ですが、今、これは全国的に大きな課題になっていて、先般、NHKのテレビで、「クローズアップ現代」だったかな、新宿区の取り組みが放映されていて、どこでも大事なのかなということを改めて思ったわけです。先ほど、課長の説明の中では、このデータをもとにしながら、新年度、教育研究所の部会でも検討するというようなお話でしたが、現在もう決まっているのであればもう少し詳しく説明してください。

望月委員長 これまでの傾向を見ますと、特に小学校の女子が全国と比べて低く、中学校の男子が高いという傾向が続いております。このあたりのベースになるもの、環境だとか生活習慣、そのあたりを分析し、東海大学さんのご協力を得ながら、体力の向上を図っていきたいと考えております。

片山委員 東海大学とうまく連携を深めながらやっていくとよろしいのではないかと思います。また、その実績も、しぶさわ幼稚園でかつて取り組んで非常に成果を上げていますので、片山委員もいらっしゃいますし、前教育委員の内田先生もいらっしゃいますので、またうまく東海大学と連携を深めながらこれを推進していただくとよろしいかなと思います。

片山委員 ほかにどうでしょうか。

望月委員長 東海大学と関係するのですが、資料No.9、活動をさせていただいているのですが、特に問題というのはないのでしょうか。いいことばかりここに出っていますが、何か問題があったら教えていただきたいのですけど。

教育指導課長	問題は特にございません。学生さんの都合で週1回もしくは2週に1回という回数、これが多くなればそれだけ効果は上がるのかなと……。
片山委員	増やしたいという。
教育指導課長	増やしたいというのが正直なところです。
片山委員	ありがとうございました。
望月委員長	これは学科推薦の学生でして、東海大学でそういうことをやっているのは秦野市だけです。とにかく、学科の先生方の推薦がないと派遣しないのですから、いい学生が来ています。これは25年度に提携して施行していますので、私も、今教員をやっている教え子から、大変良い経験になったということを聞いたりしていますので、この制度がより一層これからも有効に生かされるとよろしいかなと思います。
片山委員	よろしくお願いします。
	一つ、資料No.12で伺わせていただいてよろしいでしょうか。電子メール等で海外からも応募があるということだったのですが、秦野市内の小中学校が全校一生懸命やっているような気はあまりしていないのですが、その辺はいかがでしょう。
図書館長	夕暮祭短歌大会につきましては、6月に開催する大会は、概ね一般の方、大人の方が多く、小・中学生につきましては、夕暮記念こども短歌大会を開催しています。市内の、小学校4年生から中学校3年生までの児童・生徒を対象に作品を応募して、例年2,000からの作品を応募いただきまして、今年度は、11月下旬に開催する予定です。
望月委員長	ほかにどうでしょうか。
	教育指導課長、すみません、西中学校区でのグランドデザインというのを回していただけませんか。
	—資料配付—
望月委員長	これは全家庭に配るんですか。
教育指導課長	一応そのような予定をしております。
望月委員長	これは西幼小中？
教育指導課長	西中学校区です。
望月委員長	西中学校区ですね。
	連携というのは情報連携だけではなく、行動連携を重視するということは非常に大事なことです。そういう意味では、連携の中で行動連携のほうに移行しつつあるということは、新しい一つの一貫教育の中の流れとして大変評価できるのではないかなと思います。

高橋委員

ほかにどうでしょうか。

資料No.11の小中一貫教育の取り組みについてです。27年度の取り組みを拝見させていただくと、その地域によっての特色が出てきたと思うんですね。本町中学校区は主に清掃作業とかで協力して行っているし、南中学校区はお花を植えたり、各中学校区の特色がよく出ていると思うのです。東は、先行して実施したおかげで公開授業の数も大変多いです、教科の出前授業とか中学校の先生が小学校に行って教科を担当するというようなこともされていますね。ある程度年限が来たので、私も、秦野でもカリキュラムの中に一貫した何かがあるかと思っていて、今でも、ここの中でも、家庭科などは小学生と一緒にとかがありますよね。だから、専科の場合、音楽とか美術とか、今度、小学校は英語教育が始まりますので、英語とか、先生方に無理のないところでうまく時間を使っていただいて、専科の先生が小学校に行くとか、そういうこともすごくいい刺激になると思うんですね。クラブ活動で中学生が小学生に教えているというのも、中学校に入学する前、とてもいい経験になると思うので、ぜひ、中学校の専科の先生たちが小学校に出向いて授業を行えるような、何かそういうふうな方策というのをもっといただきたいと思いますのですが、現実的に見てどうでしょうか。

教育指導課長

昨年の東中学校区の発表でもありましたように、今、委員がおっしゃったような教科を通じた交流というのもふえてきているように感じます。また、特に教員免許の関係もありますので、そういう取り組みも充実するように、今後、働きかけていきたいというふうには考えております。

望月委員長  
片山委員

ほかにどうでしょうか。

私、わからないので教えていただきたいのですが、本町中学校の4ページに「ピアサポートプログラム」とあるのですが、これは何ををするのですか。

教育指導課長

子どもたち同士が支え合うといいますか、「ピア」は仲間、互いに支え合い、社会性を高めていく活動です。

片山委員  
望月委員長

おもしろいですね。

ほかにありますか。

体験談を。

教育部参事

私は、前に本町中学校に勤めていたもので。

幾つかのパターンがあって、例えば、友達に傷つけられるような言葉ってどんな言葉だろうというような授業のようなものを、中学生が小学校に行くと一緒にあって、「こんな言葉に傷つく」

「じゃあ、そういう言葉を出さないようにするためにはどうすればいいんだろう」というようなことが最終的な一貫につながる部分なんですけれども、その前に、この場合も東海大学のゼミの方と連携をしながら、まず、本町中学校の生徒会のリーダーの子たちが先に東海大生と研修のようなことをやって、同じような内容を自分たちでやって、それを本町中の生徒会本部の生徒たちが今度は本町中の一般生徒たちにやって、それを受けた子どもたちが今度は小学校に行って同じようなことをやって、お互いが仲間同士で支え合っていくにはどうしたらいいんだというようなプログラムを進めてきたというところです。

片山委員

お互いに理解し合いということですね。そうですか。わかりました。

望月委員長

これは、芳川玲子先生が本町中の研究にかかわっていて、それで広めて、今度は西中に広まって、小学校に広まって、だんだん全市的に広まりつつあります。これからいろいろな場面を見ることができると思います。例えば、昨年度の研究発表かな。いろいろな場面で効果が出ている、私もそんなようなことを思いますね。これは東海大学のおかげです。

ほかにありますか。

飯田委員

資料No.11の幼小中一貫教育ですが、いろいろな学校でいろいろな取り組みをされています。この取り組みというのは、保護者とか、もちろん学校の先生たちは、これは秦野が目指している幼小中一貫教育の活動の一つなんだよということを知ってやっているのか、何も知らないのか。私たちは、これは幼小中一貫の取り組みでやっていますよということにはわかるのですが、保護者とかそういった方々はどうなんですか。

教育指導課長

これまでもご提案いただいたとおり、積極的な発信が必要であることから、私も去年、PTAの会議に出て、幼小中一貫教育について紹介させていただきました。学校に対しても、例えば、中学校区においては、子どもを育む懇談会とか、地域の方、保護者の方が集まる機会を捉えて、幼小中一貫教育について紹介するようにと。また、私のほうからは、これができ上がりましたので、PTAの各種会議、委員会において、広報していきたい。広く地域の方に広げていきたいと思っています。

飯田委員

わかりました。

望月委員長

ほかにどうでしょうか。

—特になし—

望月委員長

それでは、議案のほうに移りたいと思います。本定例会には1

2件の議案が出されています。

議案第8号「平成28年度秦野市教育委員会基本方針及び主要施策について」の説明をお願いいたします。

それでは、議案第8号をごらんください。28年度の教育委員会の基本方針及び主要施策についてでございます。

おめくりをいただきまして、1ページ目でございます。28年度の基本方針につきましては、2月24日に開催をしました総合教育会議の席上で策定をしました秦野市教育大綱、この5つの方針に即したものを基本方針としてございます。また、この議案でご説明させていただきますが、本年度策定いたします「はだのわくわく教育プラン」の基本方針と同じ基本方針となっております。

おめくりをいただきまして、2ページ目でございます。この基本方針に即した28年度の主要施策についてでございます。

まず、(1)のたくましく生きる子どもたちの育成という部分でございますが、「確かな学力の定着・向上」の中では、教育指導助手を2名増員して51名を小学校に派遣していくようなこと。また、⑤の「学校におけるICT化の推進」では、ICTを活用した授業づくりへの支援員の派遣の充実。また、⑥では、「子育て支援の充実」ということで、新たに、国の補助制度を活用した幼稚園型一時預かり事業の導入。

(2)の地域力を生かした学校づくりにつきましては、①にございます「学校支援づくりの推進」では、新たな学校づくりの仕組みでございますコミュニティ・スクールの推進。②では、特別支援教育の推進というようなことで、介助員のほうを2名増員しまして、45名を小中学校に配置していくというようなことでございます。

3ページ目でございます。(3)の安全・安心な教育環境づくりでございますが、①、先ほどのお話の「西中学校体育館等複合施設の整備」では整備構想の策定。②と④の学校施設の整備の関係では10カ所の改修工事を実施。③の「教育施設の一体的整備の研究」では、新たな構想づくりに向けた調査・研究を行うというようなこと。⑤のICT教育の環境整備では、新規でタブレット端末の整備というようなことで、上小学校を研究校に指定して新たに整備のほうをしていくということでございます。

4ページでございます。学習活動の充実につきましては、③の「図書館サービスの充実」というようなことで、業務委託の拡充。また、⑤の「公民館施設長寿命化の推進」では、5館の公民館の

改修工事を実施していくということです。

(5) の文化活動の充実、伝統文化の伝承等につきましては、市民文化の向上、文化財の活用、特色ある図書館づくりへの支援・推進でございます。

ここに記載させていただきました23事業を平成28年度の主要施策として位置づけをしていきたいと考えてございます。

5ページ、6ページのほうには、教育プランと同様に、全体事業の体系図を添付させていただいております。

説明は以上でございます。

望月委員長

それでは、ご質問、ご意見はございますか。

—特になし—

望月委員長

それでは、本議案につきましては、今までに何回も教育委員会会議あるいは学習会で議論してきてこういうふうになったわけにありますので、議案どおり可決することにご異議ございませんか。

—異議なし—

望月委員長

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第9号「『はだのわくわく教育プラン—秦野市教育振興基本計画—』について」、説明をお願いいたします。

教育総務課長

それでは、議案第9号についてご説明をさせていただきます。

これにつきましても、ご協議をいただいてきて、今回、議案として提出させていただいて議決をいただくものでございます。

ご承知のとおり、教育基本法に基づく教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る、こういった目的で、地方公共団体においてはこういった計画の策定が義務づけをされてございます。本市でも、平成23年度から5年間の教育プランを策定しましたが、27年度をもって計画期間が終了するというふうなことから、中長期的な視点から施策・事業を体系化した基本計画として、新たに平成28年度から5年間の「はだのわくわく教育プラン」を策定するものでございます。

一番後ろの55ページを見ていただくと、「策定経過について」というようなことで、今年度、27年度に策定を行ってきてございます。教育委員会会議につきましては、6月と10月と12月というようなことで、それぞれ計画のスケジュールの段階から、10月、12月には具体的な内容についてご協議をいただいてございます。6月から10月の間には、54ページにございますが、教育振興基本計画策定懇話会を設置させていただいて、素案づくり、取りまとめ、学識経験者、学校関係者等のご意見をいただきながら策定をしてまいりました。

28年1月16日から2月15日まで、パブリックコメントを実施させていただきました。別冊のほうで、「パブリック・コメントの実施結果について」というふうなことでつけさせていただいてございます。1カ月間、パブリックコメントを行いました。5番のところですが、意見については6名の方から41件のご意見をいただきました。そういった中で、計画に一部反映というようなことで、A、Bの部分ですが、9件ほどご意見をいただいた中で修正を加えさせていただいてございます。プランの冊子のほうを見ていただきまして、そのことについてご説明をさせていただきます。

まず、「てにをは」のところは省略をさせていただきますが、まず5ページでございます。「『知の循環型社会』の構築の推進について」というようなことで、ちょっと文章が長くてわかりづらいというご意見がございましたので、文章自体を少しわかりやすい表現に変えるとともに、一番下に、知の循環型社会のサイクルというような部分、循環のサイクルを図でお示しをさせていただいています。これにつきましては、教育大綱の部分は全く同じような形で入れさせていただいているような形になってございます。

10ページに体系図がございます。体系図の中で、内容といった部分は変わってございませんが、10ページの「施策目標」の2のところですね。「豊かな情操や規範意識、公共の精神を育み」という部分の施策の内容が、「豊かな人間性の育成」、「いじめ等の対策の推進」、「不登校対策の推進」、こういう順番に直してありますが、実は、1番がいじめ、2番が不登校、3番が豊かな人間性というふうな部分で分けてあったわけですが、ご意見の中で、まずは豊かな人間性を育むことが第一で、その取り組みの中でいじめだとか不登校という課題が出てくるものだから、順番としては「豊かな人間性の育成」を1番にしたほうがいいんじゃないですかというご意見で、それは入れかえさせていただいてございます。

15ページでございます。「教職員の資質向上」の部分でございます。一番上の「目標・ねらい」のところの文末でございますが、従来は、「実践的な指導力の向上を図ります」というふうな文章でございましたが、「指導力の向上」の後に、「向上やワクワク感、感動を与える授業力の向上を図ります」というようなことで、「授業力の向上」というふうな部分を追加させていただいてございます。

同じく、資質向上の中の一番上の枠の一番下のところですね。「最終年度までに達成すべき目標（値）」というふうなことで、「研修当該幼稚園・こども園、小・中学校からの」というふうな部分がございますが、今まで、表現が全て園・校という表現になってございましたが、そこを「幼稚園・こども園、小・中学校」というふうなことで、その部分は全てそういうふうな形にかえさせていただいております。

16、17ページは、同様に、先ほど言いましたように、見出しの「豊かな」というふうな部分が、豊かな人間性への取り組みの中で、いじめですとか不登校というふうなことが起こるというようなことで、順番を入れかえさせていただいた体系図と同様でございます。

35ページでございます。下の2の「学校におけるICT教育の環境整備」のところでございますが、最終年度までに達成すべき目標は「普通教室等でもパソコンを使用できる環境整備」。前は、「環境整備の推進」というふうなことで、整備することが目標というようなことになっていましたけれども、パソコンを使用できる環境整備というふうなことで修正をさせていただいております。

以上が今回のパブリックコメントを受けて修正させていただきました。それ以外の部分は、昨年12月に、パブリックコメントにかける前にご協議をいただいたものと同様になってございます。ご検討いただいて、28年度から、この計画に沿って施策等を展開していくというふうなことになります。

以上でございます。

ありがとうございました。

ある程度でき上がった段階でパブリックコメントを求めて、そして審査いただいて、さらにその声を取り入れてこのようにしたという、非常に汗と努力の結晶になっているわけですが、何か、ご質問、ご意見ございますか。

これは、市の総合計画のほうもそうだし、このわくわくプランもそうですけれども、こうして関係者が非常に苦労してつくり上げてやるのですが、これをこれから、市民とか関係者、そういう方への周知というのですか、それはどんなふうな予定があるのでしょうか。

学校への周知は、4月の園長・校長会の中でも説明をさせていただいて、全職員までは回りませんが、各学校に4部程度、印刷したものをお配りしていくというふうなことで、一般への周知と

望月委員長

教育総務課長

望月委員長

なりますと、いつもホームページのほうで公開をして見ていただくような形を考えてございます。

教育指導課長にお願いしたいのですが、次年度からも、いろいろな研修会を持つ折に、「この研修会は、わくわくプランのこういうような提案を受けての具現化」とか、一つそういうことを入れてやると学校の教育関係者も、「そうか、わくわくプランのこの部分の考え方が本研修会には具現化されているのか」ということがわかりやすいのではないかと思いますね。全部がそうはいかないと思うのですが、研修の内容によっては、そんなふうに取り入れてやるとよろしいかなというふうに思っています。

教育総務課長

ほかにどうでしょうか。

一点だけ、すみません。先ほどご説明させていただいた中で、一番最後の55ページに、「策定経過について」というふうなことで今までの策定の経過を入れさせていただいてございます。基本方針の計画策定においては、総合教育会議の中でも話し合いをしていただいているという部分で、第1回、第2回を入れてございますが、実は、2月24日の第3回総合教育会議が抜けてございますので、これは訂正して入れて計画のほうというふうなことにさせていただきますので、ご了承のほう、よろしく願いいたします。

望月委員長

では、お願いします。

ほかにどうでしょうか。

—特になし—

望月委員長

それでは、議案第9号「はだのわくわく教育プラン—秦野市教育振興基本計画—」について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

—異議なし—

望月委員長

それでは、議案第9号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第10号「秦野市県費負担教職員の退職管理に関する規則を制定することについて」の説明をお願いいたします。

教育部参事

それでは、前回、教育委員会会議の協議事項ということでご協議いただきました地方公務員法の改正に伴う職員の退職管理、これの概略を申し上げますと、市の職員、あるいは学校の職員だった者がやめて営利企業に再就職をした際に、離職前の職務に関して現職の職員にいろいろな働きかけを、離職前5年間の職務に関することについては離職してから2年間はしてはいけないというような内容のものでございます。

その内容について、県費負担教職員の退職管理につきましては、ここで、秦野市職員の退職管理に関する規則を次のところに入れさせていただきましたが、それが制定されますので、それを準用する形をとりまして、第2条は、秦野市の職員の規則の第10条にあります、公平性に支障がない場合は申請を出せば働きかけ等をしてもいいというような部分での申請書類の提出先が、市の職員につきましては任命権者というふうになっておりますけれども、県費負担教職員につきましては秦野市教育委員会というふう読みかえることが一点。

もう一点は、秦野市の職員の規則第4条にあります普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長の職に準じる職の規定、これは、他の職員と違い、幹部職員であった者については、5年前だけではなくて、それよりもさらにさかのぼった形でその職務に関して働きかけが制限されるという内容で、秦野市の職員の第4条のところ表が書いてありますように、この表に入っている職が該当すると規定してありますが、県費教職員におきましては、ここの部分を学校長というふう規定するという2点で準用していくことによって、退職管理の適正を確保していきたいというふう考えております。よろしく願いいたします。

望月委員長

何か質問ありますか。

これは新しく出たんですね。

今は、退職された校長先生は、再任用の制度が5年間保障されているんですか。

教育部参事

再任用の制度は、5年間、65歳までは更新できるという。学校長にかかわらず、希望すれば職員は5年間更新できる可能性があるというものがあります。

望月委員長

教育センターに勤めている人がいますよね。そうすると、六十三、四という、3年目、4年目あたりというのは内容が何か。

教育部参事

再任用制度というのは、センターとかそういうものではなくて、正規の職員として学校で働く制度のことを再任用制度といいます。

望月委員長

そうですか。そうすると、その再任用制度は大体5年間勤めている？

教育部参事

ご自分が希望されれば最大65歳までは更新できる。

望月委員長

事務所とかそういうのは再任用制度ではないんですね。

教育部参事

あれは違います。

教育長

再雇用。

望月委員長

なるほど、再任用と再雇用の違いは勉強になりました。

教育長	雇用で行っている方は一定年数で交代をしていただく。年金制度と一緒に動いているのは再任用制度です。
望月委員長	そうですか。ありがとうございました。
	では、これは特段、ご質問、ご意見はないですね。
	—特になし—
望月委員長	それでは、議案第10号「秦野市県費負担教職員の退職管理に関する規則を制定することについて」、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。
	—異議なし—
望月委員長	よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。
	続きまして、議案第11号「秦野市教育委員会表彰規則の一部を改正することについて」の説明をお願いいたします。
教育総務課長	それでは、議案第11号についてご説明をさせていただきます。
	先ほどの退職管理と同様に、地方公務員法が26年の5月14日に改正をされて、28年4月1日から施行されるというふうなことで、それに伴って教育委員会の表彰規則のほうを改正するものでございます。
	2ページをおめくりいただきまして、新旧対照表がわかりやすいので、ごらんください。従来、勤務成績優秀であったというふうなことで表彰の基準としてございましたが、今申しましたように、地方公務員法の改正に伴って、従来から実施はしているわけですけれども、職員が職務を遂行するに当たって、発揮した能力、上げた業績等を把握した上で人事評価を定期的に行うというふうな義務づけが公務員法の中でされました。それに伴いまして、「成績優秀」であった部分を「人事評価」に改正をするというふうなものでございます。
	以上でございます。
望月委員長	何か質問ありますか。
	—特になし—
望月委員長	それでは、質問がなかったら、議案第11号「秦野市教育委員会表彰規則の一部を改正することについて」、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。
	—異議なし—
望月委員長	よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。
	続きまして、議案第12号「秦野市教育委員会事務決裁規程の一部を改正することについて」の説明をお願いいたします。
教育総務課長	議案第12号についてご説明をさせていただきます。
	これも、先ほど申しました公務員法の改正によるものでござい

ます。先ほど教育部参事のほうから説明がありました再就職の部分の中で、営利企業に従事という部分の解釈が、公務員法の定めが少し変わりましたので、それに伴って秦野市教育委員会事務決裁規程の改正をするものでございます。

2ページほどめくっていただいて、新旧対照表をごらんください。従来、右側の旧ですが、営利企業等の従事許可については届け出をして処理をするような形になってございました。そのことは変わりございません。その表記の仕方が「営利企業の従事等」というふうなことで、実は、「営利企業の従事等」となりますと、先ほどの退職管理の部分の条項に使うことで、公務員法自体が改正されて「営利企業等」の「等」が抜けて「営利企業」となったというようなことで、決裁規程のサービスの部分がそれに準じて「営利企業等」の「等」を取って、あと、今までは「従事」でしたが、「従事」ではなくて、みずから業務をした場合もこういった届け出が必要になりますので、許可が必要になりますので、「従事等」というふうに、今回、語句の修正の中で付け加えさせていただきました。

以上でございます。

望月委員長

これはいいですね。何かありますか。

—特になし—

望月委員長

それでは、議案第12号「秦野市教育委員会事務決裁規程の一部を改正することについて」、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

—異議なし—

望月委員長

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第13号に入ります。議案第13号「秦野市立学校職員服務規程の一部を改正することについて」の説明をお願いします。

学校教育課長

議案第13号をご説明させていただきます。

今回改正いたします秦野市立学校職員服務規程は、小中学校職員の服務上の手続を規定したものでございます。本議案につきましては、先ほどの議案第12号と同様に、地方公務員法の一部改正によりまして、その公務員法を引用します第10条が文言の修正をする必要が生じたため提案するものでございます。

具体的には、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。3ページ、第10条ですね。左側が新で、右側が旧でございますが、先ほど第12号でご説明したと同じように、「営利企業等」の「等」の文字がなくなりまして「営利企業」というふうに表現

望月委員長

が変わったことによりまして、これを引用します服務規程を修正することになったものでございます。

あといろいろ記載してございますが、このほかについては今回の改正とは直接関係ないもので、統一的な言い回しであるとか、表現を今回整理したものでございます。

以上でございます。

これも地方公務員法の一部改正に伴っての改正ということですので。

特にご質問、ご意見ありますか。

—特になし—

望月委員長

それでは、本案について原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

—異議なし—

望月委員長

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第14号「秦野市教育委員会教育長に対する事務委任及び臨時代理に関する規則等の一部を改正することについて」の説明をお願いいたします。

教育総務課長

それでは、議案第14号についてご説明をさせていただきます。

本件につきましては、教育長の事務委任、臨時代理に関する規則の部分を変更するものでございます。これにつきましては、行政不服審査法の全面改正に伴いまして、関連する条項についての改正をするものでございます。

おめくりをいただきまして、同様に、横長の新旧対照表を見ていただくとわかりやすいと思いますので。

そもそも今回の行政不服審査法の改正は、審査法自体の使いやすさというふうなことで、従来、上級処分庁への審査請求と、処分庁、処分を行った担当部署のほうに異議申し立てという、今までは二本立てでございましたが、それを審査請求というふうなことで一元化したというふうな行政不服審査法の改正がございました。それに伴って、前後するのですが、一番最後の個人情報保護法とその前の情報公開条例施行規則、これはいずれも、審査会への諮問と今申しました不服申し立ての決定が教育長の専決事項として位置づけをされてございました。それが審査請求に一本化するというようなことで、その部分をそれぞれ除きまして、新たに教育長の専決については、審査会の諮問について専決に改正をするというものでございます。

その改正に伴って、一番上の1ページのほうですが、事務委任、臨時代理の委任事務、第2条ですが、「教育委員会は、次に掲げ

る事項を除き」というふうなことで、教育長に事務委任できない事項の列記があるわけですが、その第12号のほうに、従来、「訴訟、請願及び陳情に関すること」となっていたのですが、ここに、先ほどの不服申し立てから一本化された「審査請求に対する裁決の決定」これを委任することができない事項として書き加えるというふうな改正でございます。

以上でございます。

望月委員長

それでは、何か質問はございますか。

—特になし—

望月委員長

それでは、議案第14号につきましては、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

—異議なし—

望月委員長

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第15号「秦野市立幼稚園園則及び秦野市立学校教育施設の開放に関する規則の一部を改正することについて」の説明をお願いいたします。

教育総務課長

議案第15号についての説明をさせていただきます。

以前から、ご報告、ご協議をいただいておりますしぶさわ幼稚園が28年4月1日から渋沢保育園と統合して新たにしぶさわこども園となることに伴って、園則等を改正するものでございます。

これも同様に、新旧対照表の1ページですね。今、こども園が4園で、単独の幼稚園は10園でございます。その中から、しぶさわ幼稚園がこども園になりますので、別表の園の一覧から除くというふうなことで、これによって4月からは単独の幼稚園は9園というふうなことになります。それに伴いまして、学校施設の開放を教育委員会のほうで決定してございますが、その中からしぶさわ幼稚園を除くというふうなことと、この修正に伴いまして、従来、実は、鶴巻中学校の格技室は学校開放施設として位置づけをしてございませんでした。事実的には地域の方に貸すようなことを始めてございますので、格技室も開放施設として位置づけるというふうなことで、学校開放の規則については鶴巻中学校の部分もあわせて規則の改正を行うものでございます。

以上でございます。

望月委員長

何か質問ありますか。

—特になし—

望月委員長

それでは、本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

望月委員長

—異議なし—

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第16号「秦野市立西中学校等複合施設整備運営事業に係る企画提案型事業審査会規則を廃止することについて」の説明をお願いいたします。

教育総務課長

議案第16号についてご説明をさせていただきます。

西中学校等複合施設整備事業につきましては、既に、ご報告、ご協議をいただいておりますとおり、公設民営方式から従来の公設公営方式によって事業を進めることにしてございます。そういった中で、当初計画でございました公設民営の中では、公募型プロポーザルで事業者を募集して、企画提案をいただいて、審査の上、事業者を決定するというふうな事業者選定のプロセスとなっておりました。そのために、企画提案型事業の審査会を設置させていただいておったわけですが、今申しましたように、事業手法を公設公営に移行して、選定規定ではプロポーザルということも考えられますけれども、いわゆる公設民営によるプロポーザルということはなくなりましたので、その審査会等の規定について廃止をするものでございます。

以上でございます。

望月委員長

何かご質問ございますか。

—特になし—

望月委員長

それでは、本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

—異議なし—

望月委員長

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第17号「秦野市生涯学習推進計画について」の説明をお願いいたします。

生涯学習課長

議案第17号についてご説明します。

市民の生涯学習活動を推進するための指針である生涯学習推進計画は、教育プランと同様、本年度をもって期間が満了となることから、平成28年度から32年度までの5年間の新たな計画を策定するため、提案するものです。

策定に当たっては、基本的には現計画を継承し、現代的・社会的課題を踏まえた部分的な改正を行うこととし、また、同時期に策定を進めていた総合計画後期基本計画や教育プランとの整合を図り、社会教育委員会議の中に策定専門部会を設置し、6回にわたり議論を重ねてきました。また、関係各課や市民、市議会からの意見聴取を経て、計画を取りまとめました。

なお、パブリックコメントや市議会からは、とくに意見はありませんでした。

計画の概要についてですが、この計画は第4章で構成し、第1章では、策定に係る趣旨や生涯学習のとらえ方、計画の位置付けなどを示しています。計画書1ページの「計画の趣旨」では、一人ひとりの生涯を通じた学習を支援し、学習成果を学校・家庭・地域の課題解決などに生かし、社会全体の活性化を図っていく「知の循環型社会の構築」を位置付けています。このことは平成20年に中央教育審議会が、新しい時代を切り開く生涯学習の振興方策として示されたものですが、その考え方を記載しています。

次に、第2章では生涯学習の動向や社会的背景、本市の生涯学習の取組み状況を、第3章では社会の潮流や本市における生涯学習の課題を踏まえ、計画の基本理念をはじめ基本施策の方針や体系を記載しています。基本理念は「市民が生涯にわたり自由に生き生き学び、その喜びと成果を地域で生かし、幸福感を持って生活するための生涯学習」とし、これを実現するための基本施策として、「地域学習の推進」「多様な学習機会の提供」「成長過程に応じた学習機会の提供」「学習環境の整備」「推進体制の整備」を示しています。第4章では、さきほどの五つの基本施策に基づき、具体的施策の展開を示す主な取組みなどを記載しています。

なお、今週開催しました社会教育委員会議で、この計画を報告し、了承を得ています。

以上でございます。

望月委員長

それでは、これも教育基本計画のわくわくと同じに、大変ご苦勞をされてこういうふうになっているのではないかと思います。何かご質問、ご意見ありますか。

飯田委員

これも、市民の方が見るときは、ホームページとか、あとは公民館とかで閲覧できるのでしょうか。

生涯学習課長

この計画は、市長部局を含めた広い範疇を捉えた計画になっていますので、全ての公共施設に計画書を配置していきたいと思えます。市民にはなかなか行き届かないかもしれませんが、ホームページや公共施設での閲覧などで計画の周知を図っていききたいと考えます。

望月委員長

ほかにどうでしょうか。

—特になし—

望月委員長

それでは、議案第17号「秦野市生涯学習推進計画について」、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

—異議なし—

望月委員長

よって、議案第17は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第18号「秦野市立図書館条例施行規則の一部を改正することについて」の説明をお願いいたします。

図書館長

議案第18号「秦野市立図書館条例施行規則の一部を改正することについて」、説明いたします。

現在、図書館を含めまして、カルチャーパークの再編整備事業が本年度末で概ね完了する予定で進んでおります。昨年12月の議会でカルチャーパーク条例が提案されまして、可決されました。この中で、図書館もカルチャーパーク条例の構成施設として明確化され、図書館を含みますハード施設等対応についてはカルチャーパーク課の事務分掌に含むため、図書館の施設の維持・管理についても、移すものです。

新旧対照表をご覧くださいと思います。図書館条例の第1条の2の2のところ、図書館につきましては、旧来では「施設及び設備の維持及び管理」としておりましたが、新しい規則では「(2) 施設及び設備の日常管理」として、この部分の管理を分ける形で、今回、規則改正で提案しております。

説明は以上になります。

望月委員長

何か質問ありますか。

—特になし—

望月委員長

それでは、議案第18号「秦野市立図書館条例施行規則の一部を改正することについて」、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

—異議なし—

望月委員長

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第19号「秦野市教育委員会事務局組織規則の一部を改正することについて」の説明をお願いいたします。

教育総務課長

それでは、議案第19号についてご説明をさせていただきます。

教育委員会の事務局組織の規則の一部を改正するものでございます。今回、生涯学習課において、公民館11館の統合的な企画調整を図るとともに、地域横断的な生涯学習課事業の展開を図るというふうなことで、生涯学習課のほうに公民館担当を設置いたします。それに伴って、事務局組織の規則のほうを改正させていただくものでございます。

2ページほどおめくりいただきまして、新旧対照表でございます。一番下の生涯学習課でございます。従来、生涯学習担当と文化財担当でございましたが、これに公民館担当を加えるものでございます。

望月委員長

以上でございます。  
何かご質問、ご意見ございますか。  
—特になし—

望月委員長  
生涯学習課長

公民館担当というのは、復活ですか、新たに出てきたんですか。  
以前は公民館担当課長という職はございましたけれども、今回、  
公民館担当課長代理という職で公民館担当を設置した形になって  
います。過去をさかのぼれば公民館班がありましたので、復活し  
たということで捉えていいと 생각합니다。

望月委員長

ほかにどうですか。  
—特になし—

望月委員長

そうすると、公民館担当はそちらのほうに勤務するという形で  
すか。

生涯学習課長

そうです。

望月委員長

よろしいですか。

それでは、本案を原案のとおり可決することにご異議ございま  
せんか。

—異議なし—

望月委員長

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。  
きょうは議案が大変たくさんありまして、皆さんにご迷惑をか  
けてすみませんでした。

それでは、事務局から提案がありました協議事項が2つあるの  
ですが、協議事項を2つやってから休憩に入りたいと思います。

それでは、続いて協議事項に入りますが、「(1) 秦野市教育  
委員会教育長の権限に属する事務の一部を市長部局職員に補助執  
行させる協議書等について」の説明をお願いいたします。

教育総務課長

「協議事項(1)」と書いてございます資料のほうをごらんく  
ださい。先ほど、図書館長のほうから、図書館の規則の改正の説  
明がありました。それに伴って、地方自治法の180条の7に基  
づき、その事務を市長部局のほうに補助執行をすることで、協議  
が必要となりますので、今回、先ほど図書館長のほうからご説明  
しましたように、カルチャーパーク課職員のほうに、日常管理を  
除く施設及び設備の維持及び管理の補助執行について、市長に協  
議の申し出を提案させていただきました。

以上でございます。

望月委員長  
教育長

何か質問ありますか。

カルチャーパーク課を新たに設置し、一帯の施設、建物を含め  
て、それを一括管理します。しかしながら、図書館については教  
育委員会の所管事項になっています。所管事項になっているうち

望月委員長

飯田委員

教育長

望月委員長

教育長

望月委員長

教育長

望月委員長

教育長

望月委員長

教育長

望月委員長

望月委員長

スポーツ振興課  
長

の通常の管理業務は図書館が持ちます。だけど、それ以外の修繕、大規模修繕だとかそういうものについては、カルチャーパーク課というところが全体管理をしながら見ていきます。その仕分けをしたことについての協議です。

わかりました。

カルチャーパーク課というのは、競技場の手前に建物がありますが、あそこに。

あそこに事務局があります。ですから、運動公園の全体をカルチャーパークとして位置づけがしてあって、カルチャーパーク課ができて、プールから何から全てをカルチャーパーク課が管理します。文化会館も同様です。ただし、図書館に関しては教育委員会の所管事項ですから、図書館の運営だとか通常の管理は図書館のほうでします。だけど、図書館の改修や修繕、そういうことになりますと、そういうものはカルチャーパーク課のほうで予算化をしてやっていくということです。

予算を計上する場合に、別々のということもあり得る。

ということもありますね。ですから、協議をしながら進めていく。

わかりました。

そうすると、カルチャーパーク課職員は、要するに、カルチャーパークの所属職員ということですね。

そういうことになりますね。

なるほど。そうすると、教育委員会の所属じゃない。

ないです。

図書館長は引き続き教育委員会ですね。

そうです。文化会館は、市民部カルチャーパーク課文化会館担当課長兼カルチャーパーク課課長代理で文化会館担当という、ちょっと長くなるのですが、文化会館がカルチャーパークの中の一つの位置づけになります。

なるほど。

これは協議事項ですから、ご意見があればということで、いかがですか。

—特になし—

それでは、ないようですので次に移りたいと思いますが、「(2) 秦野市スポーツ推進計画(案)の作成について」の説明をお願いいたします。

それでは、秦野市スポーツ推進計画(案)の作成について説明させていただきます。

本計画を作成するに当たりまして本市が平成26年度に実施いたしましたWEBアンケートによりますと、週1回運動する者の割合は、神奈川県が実施しましたアンケートの結果を下回っており、また、経年比較におきましても、神奈川県の5.1%増に対しまして本市は0.3%減という憂慮を要する事態であります。また、スポーツ活動へのかかわり方であります「する・みる・ささえる」の視点から、スポーツ基本法第10条に基づき、これまで推進してまいりましたスポーツ・レクリエーション施策の現状と課題を整理し、スポーツの持つ可能性を最大限に発揮できる施策を統合的かつ計画的に推進していくとともに、これまで取り組んできましたスポーツ施策の成果をこれからのスポーツ推進につないでいくため、秦野市スポーツ推進計画（案）を作成したものでございます。

まず概要でございます。計画期間でございますが、平成28年度から平成32年度の5年間といたします。

基本理念でございます。「ライフステージ・志向に応じて、『はつらつと・だれもが・のびのびと』スポーツに親しみ・楽しむ秦野（まち）」と設定いたしました。

基本目標でございます。1つ目といたしまして、「はつらつとスポーツを『する』秦野（まち）」、2つ目といたしまして、「だれもがスポーツを『みる』秦野（まち）」、3つ目といたしまして、「のびのびとスポーツができる環境を『ささえる』秦野（まち）」の3つを位置づけいたしました。

これまでの経過でございます。平成26年10月に第1回スポーツ推進計画庁内検討委員会を開催いたしまして、本年度に入りましてまた2回ほど検討委員会を開催しました。1月28日は、秦野市スポーツ推進審議会に計画案を報告いたし、意見聴取を行ってございます。また、2月16日には、議員連絡会に報告させていただき、議員の皆様方の意見の聴取を3月18日までをお願いをしております。また、2月17日から3月10日までパブリックコメントを実施いたしました。3月15日には社会教育委員会議で計画案をご報告させていただいております。

今後のスケジュールでございます。3月29日に秦野市スポーツ審議会に諮問をして、それから、答申を受け、成案にするものでございます。

以上でございます。

どうもありがとうございました。

何かご質問、ご意見ございますか。いかがでしょうか。

望月委員長

スポーツ振興課  
長

望月委員長

スポーツ振興課  
長

望月委員長

この4月から、秦野市スポーツ協会ということで統一されるようですね。

そうです。

体育協会がありますよね。今まで、陸協といましたっけ。陸上競技協会。

それから、ソフトだ、弓道だ、柔道だ、いっぱいありましたよね。そういうような関係のものが全部この中に入るといいますか。

スポーツ振興課  
長

今までに、体育協会、28競技団体がございます。それには今おっしゃいました陸上競技協会ですとか野球協会、テニス協会とかあるわけですが、その体育協会がスポーツ振興財団との一元化を図るといようなことになっていまして、計画の段階でうちのほうが立案をしたりするのですが、実行部隊は協会のほうにお願いするといようなことになってございます。

望月委員長

理事さんは、いろいろな団体から出てもらうと。なるほど。ほかにどうですか。

飯田委員

10ページに中学校の開放事業の施設が載っているのですが、先ほど、議案第15で出た鶴巻中学校の格技室もこれに今年度から載ってくるということですか。10ページの中学校の開放、今、鶴巻中学校は校庭と体育館とあるのですが、これに格技室も。

スポーツ振興課  
長

先ほどの案件は詳しいことは把握していませんが、これから鶴巻中の格技室が学校開放といようなことになれば、当然、集計はしてくるかなと思います。

望月委員長

ほかにどうでしょうか。

生涯学習推進計画とわくわくプラン、こちらのほうにはメールアドレスが入っているんですね。2つには入っているんですけど、こちらのほうにも入れておいたほうがよろしいんじゃないかと思いますが、どうですか。

スポーツ振興課  
長

わかりました。そのようにやります。

望月委員長

ほかにどうでしょうか。

これは12月の末に我々も配っていただいて、それで、1月7日までに、もし気がついたところがあれば連絡してほしいということになっていましたので、もう皆さん出されているのではないかと思います。

ほかにありますか。

望月委員長 —特になし—  
 それでは、協議事項はこれで終わりますが、「その他」の案件はございませんか。

望月委員長 —特になし—  
 それでは、ないようですので、続きまして選挙に入ります。「(1) 秦野市教育委員会委員長の選挙について」の説明をお願いいたします。

教育総務課長 教育委員会委員長の選挙についてご説明をします。  
 委員長につきましては、改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条第1項及び第2項の規定によりまして、教育長を除く委員のうちから選ばなければならない。また、任期は1年、再選されることもできると規定をされてございます。こうした中で、現委員長の任期が28年3月31日で満了いたしますので、委員長の選挙を行うことを提案させていただきました。  
 なお、この地教行法については、27年4月1日に改正法が施行されております。その附則の中で、この取り扱いについては従前の例によるものとされるようになってございますので、これまでと同様に選挙を行うものでございます。

片山委員 以上でございます。  
 私は初めてなので、どのようにこれまで選んできたのか教えていただけませんか。

教育総務課長 選挙の方法でございますが、従来は全て指名推選によって選出をしているところでございます。

飯田委員 今、指名推選というお話がありましたので、今回も指名推選でよろしいのではないのでしょうか。どうでしょうか。

望月委員長 今、指名推選というご意見がございましたが、指名推選ということではよろしいでしょうか。

望月委員長 —異議なし—  
 それでは、委員長選挙は指名推選ということで行うことにします。  
 ここで、暫時休憩いたします。

望月委員長 —休憩—  
 それでは、再開いたします。  
 委員長の選挙につきましては指名推選ということになりましたが、推薦をお願いいたします。

飯田委員 人格、そして、今までの経験、見識、いろいろ総合的に判断して、現望月委員長に引き続き委員長をお願いしたいと思っております。いかがでしょうか。

望月委員長

それでは、お諮りします。

平成28年4月1日からの1年間、望月委員が委員長ということでご異議ございませんか。

—異議なし—

望月委員長

それでは、異議なしと認め、望月委員が委員長として決定いたしました。

教育総務課課長  
代理

ただいま委員長が決定いたしましたので、一言ご挨拶をいただきたいと思えます。

望月委員長

それでは、一言ご挨拶をさせていただきます。

今、飯田委員のほうから、人格、経験、見識等を判断してというようなことですが、果たしてその任にあるかどうかということ、今、自問自答しているところでございます。何はともあれ一生懸命頑張りたいと思えますので、よろしく願いいたします。

ご案内のように、戦後、教育委員会制度がアメリカの教育使節団の提言によって日本でも導入されたわけですが、その間、小さな改革というものは幾つかありましたが、68年ぶりに、昨年4月から、地教行法の新しい法律のもとで大きく教育委員会制度が改革され、新しい制度で4月から導入されたわけがあります。

そういう中で、文部科学省は、教育委員に対する研修の強化というような意図は十分把握できないのですが、私も長い間教育委員をさせていただきまして、文科省のほうで直接研修を持つというようなことは初めてじゃないか、そんな記憶をしているわけがあります。その中で、文科省のほうで、特に私は教育委員会の部会のほうに参加させていただきまして、担当のほうから盛んに言われたことは、教育委員会のプレゼンスを高めてほしいというようなことが幾つか言われました。戦後を振り返ったときに反省する部分からそういう言葉が発せられたかもしれないんですけども、そういった点を踏まえながら新しい教育委員会制度というものが発足されたというふうに認識しているわけがあります。

そういう中であって、新制度が導入されたというようなこともありまして、今改めてこういうふうに皆さんに挨拶をさせていただく機会を持たせていただきまして、本当に責任の重さというものをひしひしと感じているところでございます。

この間の文科省の部会でもいろいろありました。なかなか教育委員と事務局がうまく連携・協働がとれていないという幾つかの事例報告があったのですが、幸い、本市では、内田教育長を初めとして、水野部長、あるいは執行部の皆さんが、最前線に立って

いろいろとご努力されているということ、そのことについて、私は委員長として昨年も思っていたのですけれども、常に感謝と敬意を持っていたわけであります。

引き続き4月から、委員長という制度、本市では、経過期間ということで、現在の古い制度で来年度も行うわけですが、いろいろ世の中のことが変わっている中で、そういうことをまた機敏に捉えながら、私も、微力ではありますが、教育委員会事務局の皆さんの変わらぬご支援、ご協力をいただきながら、頑張っていきたいというふうに思いますので、引き続きどうぞよろしく願いいたします。

それでは、ここで暫時休憩でよろしいですか。

教育長  
望月委員長

職務代理です。

失礼しました。大切なことを落としまして、申しわけありませんでした。

それでは、委員長の職務代理者について、改正前の秦野市教育委員会会議規則第4条で、あらかじめ教育委員会が指定する委員がその職務を行うと規定されておりますが、指定する委員はいかがいたしましょうか。

飯田委員

職務代理者には、引き続き高橋委員が適任と考えます。いかがでしょうか。

望月委員長

よろしいでしょうか。

—異議なし—

望月委員長

それでは、高橋委員を委員長の職務代理者に指名いたします。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、秘密会の前に次回の日程調整をお願いします。

—次回の日程調整—

望月委員長

それでは、ここで休憩をとりまして、次に秘密会といたします。関係者以外の退席を求めます。どうもありがとうございました。

—関係者以外退席—

[削除]

望月委員長

以上で3月の定例教育委員会会議は終わります。